



概要版

江田島市第2次 男女共同参画基本計画

中間見直し



・ 本計画の基本理念 ・

誰もが共に認め合い共に活躍する『恵み多き島』えたじま

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本計画は、平成30(2018)年度から令和9(2027)年度を計画期間とする「江田島市第2次男女共同参画基本計画」を、中間年度である令和5(2023)年度に見直したものです。

2 男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

3 計画策定の背景

わが国を含む国際社会の協力により、SDGs達成に向けた取組が進められています。国では「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、広島県では、「わたらしい生き方応援プラン」を策定しています。

計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法として策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画とします。

計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。



【基本理念】 誰もが共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』えたじま



基本目標	基本方針	施策	
1 誰もが共に認め合う社会づくり	1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発活動の推進 ● 男女共同参画に関する講演会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の視点に立った表現の徹底 ● 関係資料の収集と情報提供の充実
	2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女の意識改革の促進 	
	3 学びの場における男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画教育の視点に立った学校教育の推進 ● キャリア教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画を推進する学習機会の充実 ● 担い手となる人材の育成
	4 地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画を推進する学習機会の充実 ※再掲 ● 地域団体への活動支援 ● 地域における女性リーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動への参画の促進 ● 国際感覚の育成と「多文化共生」の地域づくりの推進
2 誰もが共に活躍できる社会づくり (女性活躍推進計画)	5 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策や方針決定過程の場への女性の参画促進 ● 事業決定過程への市民の参画機会の確保 ● 職業能力向上への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等の就労意識の啓発 ● 起業等への支援
	6 職場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所等への啓発の推進 ● 働いている女性への支援の充実 ● 男女共同参画に関する研修の支援 ● 女性の再就職等への支援 ● 多様な働き方に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自営業を営む女性の地位及び能力の向上の支援 ● 自営業を営む女性のネットワークづくり ● 各種ハラスメント防止対策の推進 ● 相談体制の充実
	7 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発 ● 男性の家事・育児等への参加促進 ● 家庭教育・子育て支援の充実 ● 多様な保育サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代包括支援センター(にこ♡にこハウス)事業の充実 ● 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進 ● 高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進
3 誰もが安心して暮らせるまちづくり	8 あらゆる暴力の根絶(DV対策基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> ● DV根絶の広報・啓発活動 ● ストーカー被害の防止 ● 虐待防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実 ● メディアにおける人権の尊重と啓発
	9 生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通じた健康づくりの支援 ● 母性保護と母子保健医療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦への支援 ● 性や健康に関する正しい知識の普及
	10 誰もが安心できる福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の推進 ● 高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進 ※再掲 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者福祉の推進 ● 防災分野における男女共同参画の推進

計画の推進

1 『興味・関心』を持ち、『学習機会』(気付き・学び)を提供し、『話題・行動』につなげる

『興味・関心』を持てる取組により、『学習機会』を提供し、『話題・行動』につなげていきます。

2 庁内推進体制の充実

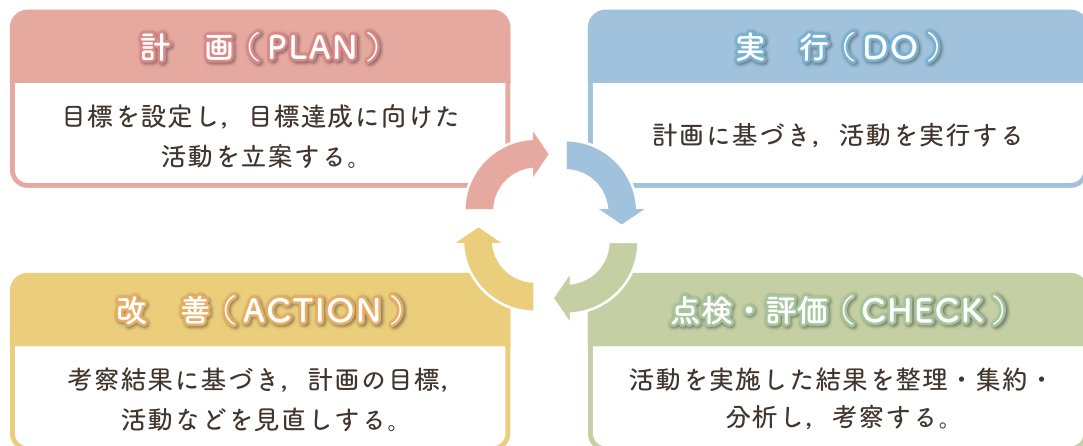
庁内関係部署が十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的に様々な取組を推進します。

3 関係機関との連携強化

国や県、他の自治体の情報を的確に把握するとともに、市民・企業・各種団体等との連携を図ります。

4 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。



江田島市第2次男女共同参画基本計画（中間見直し） 概要版

発行年月 令和5（2023）年7月

編集発行 江田島市 市民生活部 人権推進課
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地
Tel : (0823) 43-1635 Fax : (0823) 57-4431
Mail : jinken@city.etajima.hiroshima.jp